

○自動車の保管場所証明

(第 4 条第 1 項)

改正 平成 21 年 2 月 13 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項	第 4 条第 1 項
処分の概要	自動車の保管場所証明
原権者 (委任先)	警察署長
法令の定め	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 3 条(保管場所の確保) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条(保管場所の要件)、 第 2 条(保管場所の確保を証する書面等) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 1 条(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等)、第 2 条(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)
審査基準	
標準処理期間	7 日
申請先	当該車両の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)